

平成29年度田原本町職員採用試験を実施します。

記

1. 試験職種(区分)・採用予定人員・受験資格

(1) 行政職(上級)	10人程度
平成元年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた人	
(2) 行政職(初級)	若干人
平成5年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人。 ただし、学校教育法に規定する大学(短期大学を除く。)を卒業した人または平成30年3月末日までに卒業見込みの人を除く。	
(3) 保健師	1人
次のア・イのいずれにも該当する人 ア. 昭和60年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた人 イ. 保健師の免許を取得している人または平成30年3月末日までに当該免許取得見込みの人 なお、資格取得見込みで受験した者が、平成30年3月末日までに資格を取得しなかった場合は、採用される資格を失います。	
(4) 助産師	1人
次のア・イのいずれにも該当する人 ア. 昭和52年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた人 イ. 助産師の免許を取得している人または平成30年3月末日までに当該免許取得見込みの人 なお、資格取得見込みで受験した者が、平成30年3月末日までに資格を取得しなかった場合は、採用される資格を失います。	
(5) 土木職(上級)	2人
昭和60年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた人	
(6) 文化財(考古学)技師(上級)	1人
次のアからウまでのいずれにも該当する人 ア. 昭和60年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた人 イ. 学校教育法による大学(短期大学を除く。)において考古学、歴史学等を専攻し、卒業した人又は平成30年3月末日までに大学を卒業見込みの人で、埋蔵文化財の調査についての知識及び経験を有する人 なお、卒業見込みで受験した者が、平成30年3月末日までに卒業しなかった場合は、採用される資格を失います。 ウ. 博物館法第5条第1項に規定する学芸員資格を有する人又は平成30年3月末日までに資格取得見込みの人 なお、資格取得見込みで受験した者が、平成30年3月末日までに資格を取得しなかった場合は、採用される資格を失います。	

2. 試験日

(1) 第1次試験 10月22日(日)

(2) 第2次試験 11月19日(日) 第1次試験合格者のみ

(3) 第3次試験 (行政職上級のみ) 12月17日(日) 第2次試験合格者のみ

3. 受験案内・受験申込書の入手方法等

受験案内・受験申込書は、田原本町職員任用試験委員会(町役場人事課内)で配布するとともに、田原本町ホームページ(<http://www.town.tawaramoto.nara.jp/>)にも掲載しています。

4. 担当・問い合わせ

田原本町職員任用試験委員会(町役場人事課内) Tel 0744-32-2901(内線205)